



島根県報

平成20年 6 月20日 (金)
号外 第 86 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

公 告

島根県総合文書管理システムの更新に係る事業予定者を決定するための提案競技 (総 務 課)
の実施

公 告

島根県総合文書管理システムの更新に係る事業予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

平成20年 6 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県総合文書管理システム(以下「文書管理システム」という。)の更新に係る提案競技

(2) 概要

ア 既存データの文書管理システムへの移行

イ 文書管理システムの開発

ウ 職員研修

エ 文書管理システムのハードウェア及びソフトウェアの賃貸借、保守及び運用サポート

(3) 仕様

「島根県総合文書管理システム更新に係る提案競技仕様書」による。

(4) 提案価格の上限額

合計額は195,947,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とし、このうち、平成20年度は18,187,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とし、平成21年度以降は、年間35,552,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

(5) 提案価格の考え方

データの移行及び職員研修に係る費用は、平成20年度の経費に含めるものとする。

また、新たに構築するシステムの開発経費並びにハードウェア及びソフトウェアの賃貸借、保守及び運用サポートに係る費用は、平成21年度以降の経費に含めるものとする。

2 完了期限及び賃貸借期間

(1) 文書管理システム更新業務(データの移行及び設定並びに職員研修を含む。)

完了期限 平成21年 3 月31日

(2) 文書管理システムの賃貸借、保守及び運用サポート業務

平成21年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

3 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件のすべてを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件のすべてを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 島根県税を滞納していない者であること。
- ウ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- エ 島根県が実施する入札について指名停止を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- オ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- カ 国際標準化機構が定めた規格 ISO9001による品質管理を行うことができる者であること。
- キ 国、都道府県又は本県と同程度規模の市区町村において、文書管理システムを構築した実績があり、かつ、過去において新たに構築したシステムへのデータ移行を実施した実績を有すること。
- ク 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、営業種目大分類「14 借入品」中分類「(2) 情報処理機器」の入札参加資格の認定を受けている者であること。

(2) 共同提案者の要件

- ア 共同提案者のすべてが(1)のアからオまでに該当すること。
- イ 共同提案者のうちいずれかが(1)のカからクまでに該当すること。

4 提案競技実施要領等の配付

(1) 配付期間

平成20年 6 月23日（月）から平成20年 6 月27日（金）までの、閉庁日を除く毎日午前 8 時30分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間は除く。）

(2) 配付場所

総務部総務課学事文書グループ（島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁本庁舎 1 階）

5 提案競技参加資格確認手続

(1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

なお、提出された書面を審査の結果、3の参加資格を有すると認めたものに限り、提案競技に参加できるものとする。

- ア 提案競技参加資格確認申請書
- イ 会社概要書又は経歴書（共同提案の場合は、提案者すべての会社概要書又は経歴書）
- ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書（共同提案の場合は、提案者すべての登記事項証明書又は身分証明書）
- エ 直近の財務諸表（共同提案の場合は、提案者すべての直近の財務諸表）
- オ 島根県税の滞納がないことの証明書（共同提案の場合は、提案者すべての証明書）
- カ 消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（共同提案の場合は、提案者すべての証明書）
- キ 国際標準化機構が定めた規格 ISO9001の認証取得登録書の写し
- ク 国、都道府県又は本県と同程度規模の市区町村において、全庁的な文書管理システムを構築し、かつ、過去において新たに構築したシステムへのデータ移行を実施した実績書

ケ 担当者届

コ 委任状

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

各 1 部

ウ 提出期限

平成20年 7 月14日 (月) 午後 5 時まで提出すること。

なお、郵送の場合は書留とし、同日の午後 5 時まで必着のこと。

エ 提出先

13に同じ。

6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、平成20年 7 月17日付けで、郵送にて通知する。

7 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること。

なお、質問は、F A X 又は電子メールにより受け付ける。

(2) 送付先

F A X 0852 - 22 - 6168

電子メール soumu@pref. shimane. lg. jp

(3) 送付期限

平成20年 7 月 8 日 (火) 午後 5 時まで (必着)

(4) 質問に対する回答は、平成20年 7 月11日 (金) までに提案競技実施要領配付者全員に対し F A X 又は電子メールにより通知する。

8 提案書の提出について

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、以下により提案書を提出すること。

(1) 提案書の内容

提案競技実施要領による。

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成20年 8 月 1 日 (金) 午後 5 時まで持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は、書留とし、同日の午後 5 時まで必着のこと。

ウ 提出先

13に同じ。

9 選定方法

(1) 別に設置する「島根県総合文書管理システム更新に係る提案競技審査委員会」において選定するものとする。

(2) 評価については、以下の点を考慮する。

ア システムの開発・運用経費に関する項目

イ システムの機能に関する項目

文書事務の効率化が図られる機能を有しているか。

ウ システムの操作性に関する項目

職員が利用しやすい画面構成、操作手順となっているか。

エ システムの拡張性に関する項目

システムの機能拡大、容量拡大等に対して柔軟に対応できるか。

オ システムの性能・構成に関する項目

全職員が快適に利用できるシステムの構成となっているか。また、常時安定して稼働できるシステムの構成と

なっているか。

カ ネットワークに関する項目

通信上の障害時に対応できるか。

キ システムの運用・保守に関する項目

障害の発生時に早急に対応できる体制がとられているか。また、日常保守及び職員からの問い合わせの対応が的確に行える体制がとられているか。

ク セキュリティ対策に関する項目

データを安全に保護する対策がとられているか。また、十分なウイルス対策がとられているか。

ケ システム開発体制に関する項目

平成21年4月1日に確実に運用開始できるスケジュールとなっているか。また、提案者の開発体制、開発方法、データ移行方法及び職員への操作教育に問題はないか。

- (2) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (3) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会事務局（総務部総務課学事文書グループ）及び審査委員会幹事会によるヒアリング及びプレゼンテーションの依頼を行う。
- (4) ヒアリング及びプレゼンテーションの実施日時は、提案書提出者に対し別途通知する。
- (5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。なお、審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対する異議申立ては受け付けない。

10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案を代理したとき。
- (6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

12 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問い合わせ並びに書類の追加及び修正には応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

13 提案競技に関する問い合わせ先（書類提出先）

郵便番号 690 - 8501

島根県松江市殿町 1 番地 島根県総務部総務課学事文書グループ

担当 西村・渡部

電話 0852 - 22 - 5017

F A X 0852 - 22 - 6168

電子メール soumu@pref. shimane. lg. jp

14 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required:
Updating a computer system to manage documents, 1 set
(System migration, system development, lease contract of a computer hardware and software, maintenance, operative support etc.)
- (2) Deadline for submission of proposal documents:
17:00 August 1, 2008
- (3) Contact point for the notice:
Shimane Prefectural Government
Department Of General Affairs General Affairs Division
1 Tono-machi, matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan
TEL 0852-22-5017

